

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 413

2021年 7 月号 JULY



## 今月のお知らせ

R3年分所得税の予定納税減額申請書提出期限 7/15

R3年分所得税の第1期予定納税の納付期限 8/2

- ✎ 長崎県事業継続支援給付金 第2期申請受付開始
- ✎ いよいよ税務調査が本格化
- ✎ はしやすめ ・今年も祝日が大移動！
- ✎ 税務まめ辞典 ・退職金の現物給付



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# いよいよ税務調査が本格化



税務署員の異動が落ち着く7月中旬以降は税務調査が本格化します。昨年はコロナウイルスの影響により税務調査は控えめでしたが、今年度は感染防止対策をしたうえで徐々に増えつつあります。

## 実調率は減少傾向

実調率とは、全国の企業に対し税務調査が入った割合を示すものですが、平成元年頃は法人の場合で8.5%、個人で2.3%でした。平成28年頃は法人3.2%、個人1.1%と減少傾向にあります。単純計算すると法人の場合およそ30年に1回、個人では100年に1回のペースとなります。

## 調査を受けやすい会社

実調率だけ見ると税務調査に入られた企業はどれだけ運が悪いのかと思ってしまうかもしれませんが、実際にはこれまでに何度か税務調査を受けたことのある企業は下記のような理由に該当するケースです。

- 毎年大きな利益が出ている会社（少しの申告漏れも直ちに追加の納税が発生する）
- 過去の税務調査で大きな追加納税があった会社（前回と同じような申告漏れがないか）
- 内部告発によるもの（いわゆるタレコミ）
- 過去の実績や類似業種と比較して異常値が解明できない会社（金額が異常に増えているなど）

## 税務調査の大まかな流れ

通常の税務調査は、任意調査といわれ、所得税法や法人税法などに規定された質問検査権に基づく調査で、**納税者は、これに応じる義務があり拒否することはできません。**

税務調査は、税務署から納税者（税理士）へ事前の連絡があり、日程については繁忙期を避けるなど会社の都合で変更することも可能です。

万が一、事前に連絡もなく調査に訪れた場合は、すぐに当事務所へご連絡いただき、税務署には税理士立ち会いを要求してください。

調査の期間は、おおよそ3日で、納税者の本店、また自宅や店舗で行われます。最近はコロナウイルスの影響により密集を避けるため、当事務所の1階会議室を利用するケースもあります。

事前通知

→

調査着手

→

問題点抽出

→

調査まとめ

- ・修正すべき事項がない場合…「更正決定等をすべきと認められない旨」の書面を通知（申告是認）
- ・修正すべき事項がある場合… 修正申告の勧奨 → 修正申告・納付（納税者の納得）

## 修正申告の内容に納得できない場合

税務署による更正（税務署による処分） → 処分に不服がある場合は税務署等へ再調査請求または国税不服審判所へ審査請求 → それでも不服があれば税務訴訟（裁判）となります。

次回は「税務調査で準備する書類」「事前準備のポイント」「税務調査で必ずチェックされる項目」などをお伝えします。

# 長崎県事業継続支援給付金 第2期申請受付開始

令和3年4月に発令された長崎市内への不要不急の外出自粛、飲食店等へ営業時間短縮要請が6月まで延長された影響を受けて、事業収入が減少した長崎県内の中小事業者に対し、事業継続支援給付金の第2弾が支給されます。前回同様、飲食店との取引の有無に関わらず、幅広い業種が対象となりますが、長崎市内の事業者とそれ以外では支給要件や支給額が異なります。

## 長崎市内の中小事業者（長崎市中小事業者等一時金）

### 申請要件

次のいずれかにより、2021年4月～6月の月間事業収入が2020年（又は2019年）の同月比で20%以上減少していること。（4～6月の比較はそれぞれ別の年度を選択することも可能）

- ・ 市内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたこと
- ・ 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること
- ・ 飲食店・遊興施設以外で、県知事からの時短営業の依頼に協力したこと

※長崎市営業時間短縮要請協力金（第1期から3期まで）の給付を受けていないこと

※2020年1月までに納期が到来している市税を滞納していないこと

### 給付額

申請要件を満たす月の売上減少額（最大2か月分選択でき、1か月分のみでの申請も可）

減収率	上限金額／月
20%以上50%未満	12万5,000円／月
50%以上	17万5,000円／月

### 申請期間・申請方法

【申請期間】2021年6月28日（月）～2021年8月31日（火） ※消印有効

【申請方法】長崎市のホームページより申請書をダウンロードし、必要書類を添付して郵送

【問合せ先】専用コールセンター ☎050-8881-8742（9時～17時）※土日祝日除く

## 長崎市以外の県内中小事業者 法人の所在地や個人事業主の住所が長崎県内で長崎市以外

### 申請要件

2021年4月～6月のいずれかの月間事業収入が2020年（又は2019年）の同月比で50%以上減少していること。

- ・ 2021年4月28日から6月7日の間、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで）とした県の営業時間短縮要請に協力した長崎市内の飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること
- ・ 2021年4月25日から6月7日の間、長崎市内における外出自粛要請（長崎市との往来自粛）により直接的な影響を受けたこと
- ・ 長崎市内に店舗等を有し、2021年5月7日から6月7日の間、県の営業時間短縮要請に協力したこと（詳しくは県のホームページをご覧ください）

※長崎市営業時間短縮要請協力金（第1期から3期まで）の給付を受けていないこと

※2021年3月31日以前から事業を営んでいたこと

### 給付額

1か月あたり上限10万円で2か月分まで申請可能（1事業者当たり最大20万円）

### 申請期間・申請方法

【申請期間】2021年6月28日（月）～2021年8月31日（火） ※消印有効

【申請方法】長崎県のホームページより申請書をダウンロードし、必要書類を添付して郵送

【問合せ先】長崎県事業継続支援給付金コールセンター ☎050-8881-8751（9時～17時）※土日祝日除く



# はしやすめ

## 今年も祝日が大移動！

東京オリンピック・パラリンピックが開催されるまで1か月を切り、本来であればお祭りムード一色となるはずが、東京では4度目の緊急事態宣言が発令され、都内近隣の会場では無観客となる見通しで、異例のオリンピックとなる模様です。

昨年は「海の日」「山の日」「スポーツの日」の祝日をオリンピックの開催に合わせて移動させました。これは、開会式や閉会式に参加する世界各国の要人を警護しやすいよう、通勤通学を無くし交通機関の混雑を緩和させるためといわれています。

今年も同じように3つの祝日を移動させています。

「海の日」 …本来なら 7月19日(月) → 開会式前日の7月22日(木)へ移動

「スポーツの日」…本来なら10月11日(月) → 開会式当日の7月23日(金)へ移動

「山の日」 …本来なら 8月11日(水) → 閉会式当日の8月 8日(日)へ移動

今年の7月19日、8月11日、10月11日は祝日ではありませんが、多くのカレンダーや手帳がオリンピック1年延期に伴う祝日変更を反映させるのが間に合わず、古いままの情報が掲載されているため注意が必要です。余談ですが、「体育の日」は2020年より「スポーツの日」に名称変更されています。

無観客となれば混雑の心配は減りそうですが、今度は参加する選手のモチベーションが心配ですね。観戦チケットに当選した人はお気の毒ですが、テレビの前で精一杯応援しましょう。がんばれニッポン！

# 税務まめ辞典

## 退職金の現物給付

長年会社に貢献し、いよいよ勇退時期を迎える役員や従業員に対して、退職金を支給したいと考えている経営者の方は多くいらっしゃると思います。

しかしコロナ禍にあるこのご時世、多くの企業が借入金をして、何とかやり繰りをしていく状況です。生命保険や倒産防止共済を活用した退職金支給の準備をしていない企業ならばなおのこと退職金の原資を捻出するのは至難の業です。

そのような場合は会社が所有している土地や建物、車両などの固定資産を退職金として支給することができます。例えば会社が土地(帳簿価額9百万円、時価1千万円)、建物(帳簿価額1千1百万円、時価7百万円)を所有している場合の、左記の2つのケースを比較してみます。

① 退職金を金銭で支給すると決めたが、資金繰りが付かず、会社所有の土地建物で支給した場合

② 退職金として会社所有の土地建物を支給する旨を株主総会で決議した場合

①は金銭による支給に代えて土地建物を支給したことになり「代物弁済」とみなされます。

②は当初から退職金を「現物給付」したことになります。

両方とも最終的には土地建物を退職者が取得したことに変わりありませんが、①の代物弁済については「資産の譲渡」に該当し、消費税の課税対象となります。(土地は非課税売上)

また、どちらのケースでも時価で評価することになりますので、帳簿価格との差額は収益または損失となります。あと、不動産取得税が課されることもお忘れなく。